

# 東日暮里保育園の移転と民設民営化に係る説明会 次第

日時：平成29年10月13日（金）

午後5時00分から

場所：東日暮里保育園 遊戯室

- 1 開会
- 2 出席職員紹介
- 3 子育て支援部長挨拶
- 4 東日暮里保育園の移転と民設民営化についての説明
- 5 質疑応答
- 6 閉会

メモ欄

## 東日暮里保育園の移転と民設民営化について

東日暮里保育園の移転と民設民営化については、平成 28 年 11 月以降、保護者の皆様に説明会を開催させていただき、これまで、様々なご要望等を頂いてまいりました。

区では、頂いたご要望に対し、個別に回答してきたところでございますが、公募を開始するに当たり、これまで不足していた回答も含め、区の考えをまとめたものを以下にお示しすることといたします。

区としましても、東日暮里保育園の質を維持しつつ、社会福祉法人による特色を生かした魅力ある保育園の整備に向け、事業者の選定、引継ぎや保育園整備に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### 1 事業者の選定について

#### (1) 選定方法について

事業者の選定に当たっては、区職員、区立保育園園長、学識経験者や中小企業診断士、地元町会長などにより構成される選定委員会を設置します。

選定委員会では、公募条件が記載された公募要項を決定した後、応募事業者から提出された提案書の審査、運営する保育園の視察、事業者のプレゼンテーションを受けて、総合的に評価します。

各委員の評価は点数化され、全員分の点数を合計して比較し、最終的に委員会にて事業者を選定します。

#### (2) 公募要項について

選定委員会において決定する公募要項は、応募に当たっての条件となり、公募要項に記載された事項を満たしていない場合は、審査の対象となりません。

#### (3) 公募スケジュール(予定)について

10 月下旬 第 1 回選定委員会(公募要項等の決定)

事業者公募開始

11 月上旬 事業者公募参加申込書締め切り

公募説明会及び現地見学会

12 月上旬 公募提案書提出締め切り

公募提案書選定委員発送

12 月下旬 第 2 回選定委員会(現地視察)

1 月上旬 第 3 回選定委員会(プレゼンテーション&最終審査、決定)

2 月上旬 決定事業者区議会報告

## 決定事業者保護者報告

2～3月 区・事業者保護者説明会  
区・事業者周辺住民説明会

### (4) これまでの応募実績について

これまで公募により選定した保育園の応募法人は、1法人1回、2法人2回、3法人1回、4法人1回となっております。できる限り多くの法人に応募いただくため、公募開始後、積極的に様々な法人に働きかけてまいります。

## 2 公募条件について

公募条件の主だったものについてご説明いたします。公募条件は、この案をもとに選定委員会で決定します。

### (1) 応募資格について

社会福祉法人の応募資格は、東京都又は近接県で0歳児から5歳児までの保育を実施している認可保育園を運営している実績がある法人を対象とします。

### (2) 整備について

#### 保育室等について

保育室等の施設基準については、区の基準とします。

0歳児：5㎡以上/人、1歳児：3.3㎡以上/人、2歳児以上：1.98㎡以上/人

#### 屋内遊戯場について

現在と同程度の面積を確保するよう記載することとします。

#### 園庭について

現在の東日暮里保育園において実際に利用できる園庭面積は、約292㎡となっております。公募に当たっては、認可基準の約383㎡を地面で設置することを公募条件とすることで、今より広く確保できると見込んでおります。

また、園庭内に砂場を設置することも新たに記載することとします。

なお、近隣住民から現在の西日暮里二丁目北児童遊園の樹木をできる限り残してほしいという要望を受けており、こちらについても事業者からの提案をもとに残す樹木を選定したいと考えております。

#### プールについて

プールの設置も新たに記載することとします。

ただし、近年はプールを屋上に設置する園が多く、園庭面積を地面で確保することから、プールを屋上に設置するという提案が出ることも想定されます。

### (3) 職員について

職員の配置については、保育士の経験年数がベテランから中堅、若手がバランスよく配置され、継続してその事業者内で勤務していることが重要な要素であると考えております。一方で、保育士の経験年数のみでなく、研修への取り組みや事業者が運営している園の雰囲気、事業者及び園の運営方針などを総合的に勘案して事業者を選定すべきと考えております。しかし、この間、保護者の皆様からご意見等が最も多かったことも踏まえ、以下の要件に見直しました。

園長	保育士資格を持つ者 保育実務経験 10 年以上 他園での園長経験 1 年以上
主任	保育士資格を持つ者 保育実務経験 7 年以上
クラスリーダー	保育士資格を持つ者 平均保育実務経験年数 5 年以上
国基準配置保育士	常勤配置
看護師及び栄養士	常勤配置

### 3 保育士の処遇について

#### (1) 現状について

平成 28 年度賃金構造基本統計調査の結果によると、全職種と保育士の賃金等の状況は以下のとおりです。賃金、勤続年数共に全職種と比べて低く、保育士の処遇改善が急務であることが伺えます。

職種	平均月額賃金	平均勤続年数
全職種	304,000 円	11.9 年
保育士（全国）	215,800 円	7.7 年
保育士（東京都）	232,800 円	4.7 年

#### (2) 処遇改善について

保育士の処遇改善策として、国の公定価格の処遇改善とあわせ、27 年度から東京都の保育士等キャリアアップ補助事業を活用して月額約 3 万円の賃金改善を図るなど、積極的に取り組んでまいりました。さらに、29 年度には、全ての保育士を対象に月額約 6 千円の賃金改善のほか、技能・経験を積んだ保育士について月額約 4 万円のさらなる改善を行うことに加え、都においても、月額約 2 万 1 千円のキャリアアップ補助の上乗せ補助を行うこととしております。

また、区においても、28 年 4 月から、保育士等の宿舍を借り上げた際に要した費用の一部を補助する事業を実施しているほか、29 年度の新たな取組みとして、荒川方式の保育士への奨学金制度を創設し、保育士を目指す方や、区内の私立保育園等に勤務する常勤保育士を対象に、奨学金の返済免除や返済支援等を行ってまいります。

区としましては、各種事業を通じて保育士の処遇改善の環境を整備し、事業者に対して積極的な活用について周知するとともに、適切な履行を行うよう指導しております。

### 4 引継ぎについて

引継ぎについての具体的な方法は、以下の方法を基本に、平成 30 年度の一年間を引継期間として、現在の東日暮里保育園において行いますが、あくまで在園する子どもの保育を優先し、具体的な時期や方法については、園と事業者を中心に協議してまいりたいと考えております。

事業者決定後は、保護者の皆様と意見交換できる場を可能な限り早く設けるよう事業者と協議してまいります。

また、引継期間後における保育への関わりについては、区のこれまでの対応や他自治体の事例なども含めて改めて検討してまいります。

【具体的な引継方法】

園長及び主任候補者	30年4月から週1回程度訪問 園の行事への参加 30年10月から東日暮里保育園に常駐
保育士候補者	31年1月から順次保育に参加
看護師候補者	31年2月から看護業務に参加
調理員等候補者	31年2月から調理業務に参加
事務員候補者	31年3月から保育園運営に参加

## 5 運営体制の確保について

### (1) 指導検査について

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、都や区が園に対して行う立入調査であり、通常は、2～3年に1回程度行われておりますが、区では新設の園に対し、開設後最低3年は毎年実施することとしております。その結果、検査結果が良好であれば、期間が2～3年に1回の他の園と同じ対応となります。課題がある場合は、その後も毎年行うこととします。

### (2) 巡回指導について

指導検査とは別に、区立保育園の園長や副園長経験者が、日常的に相談に応じ、指導・助言等を行うとともに、園に巡回を行い、現場の状況を確認しております。また、必要に応じて抜き打ちによる巡回も行い、園の運営体制を頻繁に確認しております。

### (3) 私立園長会について

区内の公設民営保育園、私立保育園全園が加入している私立保育園園長会があります。毎月1回定例会を行っており、区も参加して区からの依頼事項や情報提供を行うほか、区立保育園との合同研修や、園同士の情報交換、勉強会を行うなど活発に活動しております。

## 6 民設民営化について

区では、待機児童の解消に向け、新たな保育施設の開設に取り組んでおりますが、園庭のある認可保育園を区内に整備するための用地取得など保育施設の整備や運営に要する経費が年々増大しております（「図1」参照）。

区立保育園の場合、整備や運営に要する経費に国や都からの補助金などの支援がなく、全て区税等の自主財源で賄うこととなります。建替えについても同様で、多額の自主財源が必要となります。

一方、民設民営保育園は、国と都からの補助金などを活用し、全体経費を減らすことなく、従前どおりの整備や運営を行うことができ、区の実質的な負担が大幅に軽減されます。

昨年度時点の試算では、東日暮里保育園を区立で整備した場合に要する区の負担額は約5.5億円です。これを民設民営とすると区の負担額は約0.8億円となり、整備費用だけで約4.7億円区が使える財源を増やすことができます。

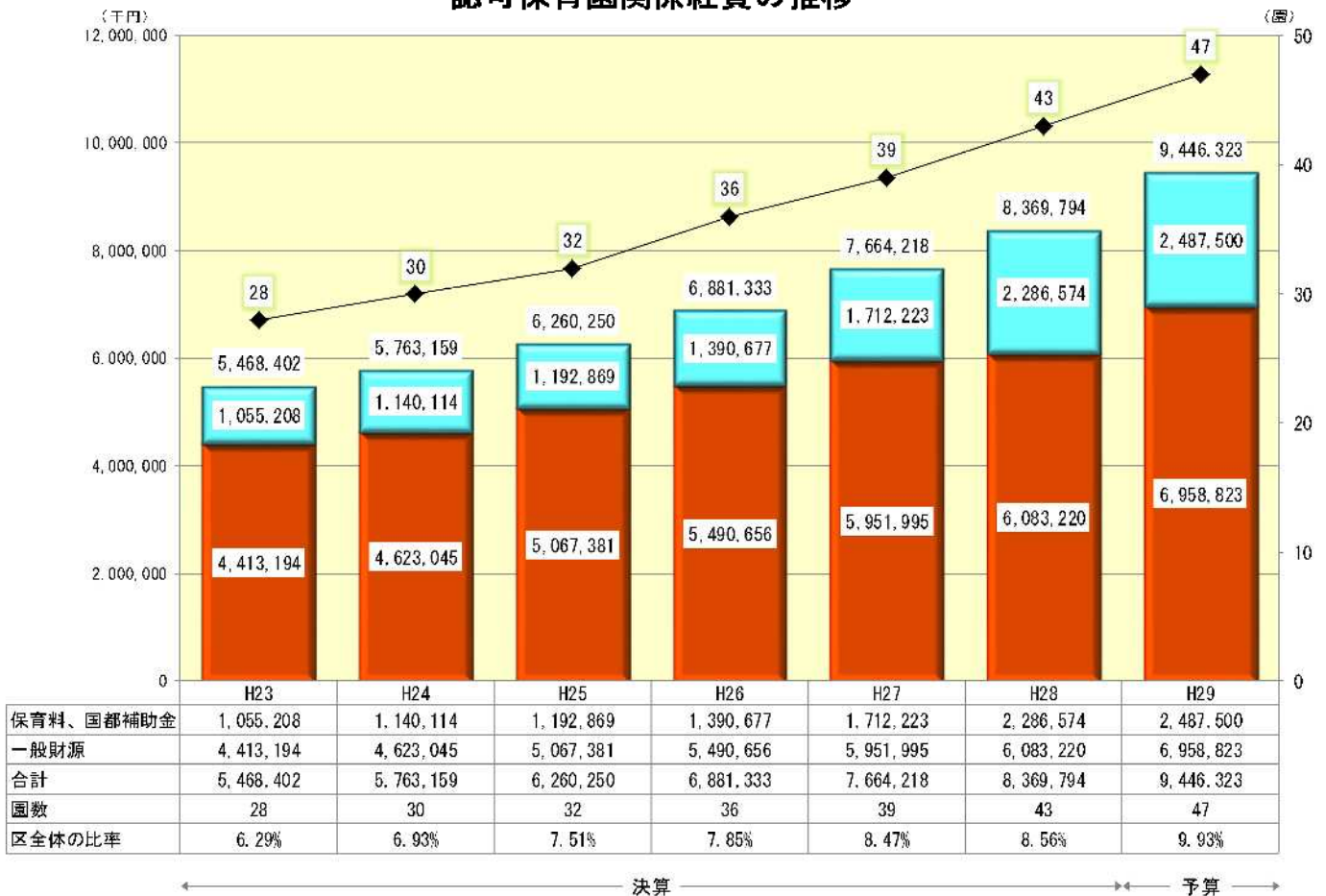
一例として、近年増えている賃貸物件を活用した保育園整備にこの財源を充てると仮定した場合、整備に要する区の負担額は約0.3億円のため、約15園分の整備が可能となります。

用地取得の例でいえば、近年、新たに取得した保育園整備用地は約3億円でしたので、少なくとももう1か所の用地取得が可能となります。

また、運営費に関しても毎年約0.7億円の負担軽減が見込まれます。そのため、保育士の賃金改善や宿舍借上げ支援、奨学金の返済支援など園数が増えることに伴って増えていく経費に充てることが可能となります。

【図1】

### 認可保育園関係経費の推移



## 7 保育事業研究園について

現在、区では、待機児童の解消と保育園の質の向上を同時に進めることを最優先に取り組んでおりますが、保育需要がどこまで増え続けるか現時点で見極めることは困難な状況です。

保育事業研究園は、区内のネットワークの基本となるものであり、現在、保育事業研究園が担うべき役割等について、園長によるプロジェクトチームを設置し、検討を進めております。

今後、保育園の配置バランスなども考慮しながら、保育需要の動向を予測しつつ整備計画を作成し、保育事業研究園の指定についても検討してまいります。